

保 福 第 300 号  
平成 29 年 9 月 20 日

各市町村長 様

岩手県保健福祉部長

### 社会福祉施設等における水害・土砂災害の防災体制整備及び避難行動について

社会福祉施設等における防災体制については、岩手県防災会議幹事会議社会福祉施設等防災分科会の取りまとめ結果等に基づき、水害・土砂災害のリスクが高い区域に立地している施設等における非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施等が促進されてきています。

一方、台風により本県高齢者関係施設等で甚大な被害が発生した昨年に続き、本年においても、全国的に豪雨災害が発生し、本県でも、勢力が衰えないまま接近した台風などにより住家被害等が発生している状況であり、今後も、施設利用者等の安全確保のため、水害・土砂災害を想定した避難訓練の実施や非常災害対策計画の改善を繰り返し実施し、実効性のある防災体制を整備するとともに、災害時における実際の避難行動に結びつけていく必要があります。

つきましては、改めて、施設等が特に留意すべき事項を、別紙のとおりまとめましたので、指導監督権限を有する施設等に対して周知のうえ、必要に応じて指導・助言を行うようお願いいたします。

併せて、高齢者関係施設の事務を広域連合や一部事務組合が共同して行っている場合には、本通知の内容を広域連合等に周知願います。

担 当：保健福祉企画室企画担当 田山 電 話：019-629-5412 メール：keitarou-t@pref.iwate.lg.jp
---

## 【別紙 社会福祉施設等における水害・土砂災害の防災体制整備及び避難行動の留意すべき事項】

### 1 非常災害対策計画の策定【平時】

水害・土砂災害のリスクが高い区域に立地している施設等は、水害・土砂災害に関する非常災害対策計画を策定し、実際に災害が起こった際に利用者の安全が確保できる実効性のあるものとする。なお、計画には以下の内容を網羅すること。

①施設等の立地条件、②災害に関する情報の入手方法、③災害時の連絡先及び通信手段の確認、④避難を開始する時期、判断基準、⑤避難場所、⑥避難経路、⑦避難方法、⑧災害時の人員体制、指揮系統、⑨関係機関との連携体制

### 2 避難訓練の実施【平時】

施設等は、策定した非常災害対策計画等をもとに、避難訓練を実施すること。

避難訓練の実施に当たっては、必要に応じ、夜間の時間帯にも実施するなど、様々な状況に対応できるように訓練を実施すること。

避難訓練に参加することができない入所者等がいる場合には、職員による代役を立てるなど施設等の実情に応じ工夫のうえ訓練を実施すること。

### 3 関係機関、地域との連携【平時】

施設等は、日頃から、市町村や消防団、地域住民等の地域社会と連携を図りながら、非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施を行うとともに、避難時に地域の支援を受けられるようにしておくことが望ましいこと。

### 4 非常災害対策計画の検証と改善【平時】

施設等は、避難訓練の実施結果や災害発生時の避難の実施状況から課題を洗い出し、策定した非常災害対策計画の内容を検証するとともに、非常災害対策計画の改善を繰り返し取り組み、避難の実効性を高めること。

### 5 避難情報等に基づいた適切な避難等【切迫時】

施設等は、災害が発生する恐れのある切迫時において、市町村から避難情報が発令された際には、非常災害対策計画に基づき適切に判断し避難を開始するなどの対応をとること。

なお、避難情報の名称とその行動の内容は以下のとおりであること。

#### ○ 避難情報の名称とその行動の内容

名称	行動の内容
避難準備・高齢者等避難開始 (旧:避難準備情報)	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難に時間のかかる要配慮者<sup>※1</sup>とその支援者は立退き避難する。</li><li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li><li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li></ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"><li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ、速やかに立退き避難する。</li><li>・指定緊急避難場所への避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の他の安全な場所」<sup>※2</sup>への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」<sup>※3</sup>を行う。</li></ul>
避難指示(緊急) (旧:避難指示)	<ul style="list-style-type: none"><li>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、<b>未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</b></li><li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の他の安全な場所」<sup>※2</sup>への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」<sup>※3</sup>を行う。</li></ul>

※1 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人

※2 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣より安全な場所・建物等

※3 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村からの避難勧告等の発令が間に合わない場合もあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。